

発行：社会福祉法人洋野町社会福祉協議会

本所：〒028-7914 岩手県九戸郡洋野町種市23-27-2 TEL65-5360 FAX65-5450

大野事務所：〒028-8802 岩手県九戸郡洋野町大野56-78-30 TEL77-2180 FAX77-2181

ホームページ：<http://hirono-shakyo.or.jp/>

今年も共同募金運動にご協力をお願いします！



町に愛を。 胸に羽根を。

「赤い羽根」という支えあいの心を持った「あかいほ女子」を応援する輪が広がっています。じぶんの町を良くしたいというキモチで、地域で孤立する人をサポートしたり、子どもたちの安全を守る活動をしたり。あなたの町で集まった赤い羽根共同募金は、あなたの町を支えるボランティア団体などの活動資金に使われているのです。



活動紹介ムービーは、こちらから。

じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

www.akaihane.or.jp

このポスターやロゴマークにスマホをかざすだけで、募金ができます。Google Play または App Store でダウンロードして募金を実施して、アプリをダウンロードしてください。

今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まりました。共同募金運動は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、国民一人ひとりのたすけあい精神に基づく募金運動です。

今年も町民皆さまの温かいご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

(関連記事 2～3ページ)

主な内容

ページ

赤い羽根共同募金運動について……………	2～3
日常生活自立支援事業のご案内……………	4
生活福祉資金貸付制度のご案内……………	5
福祉の話題・社協会費納入のお礼と報告……	6～7
ふくし情報コーナー……………	8

この広報紙は、共同募金の助成により発行しています。

「地域の福祉、みんなで参加」

始まりました。町民皆さまのご理解ご協力をお願いします!!

10月1日から全国一斉に『共同募金運動』が始まりました。

今年度も街頭募金をはじめ、戸別募金、法人募金、学校募金、職域募金などの方法で10月1日から12月31日までの3ヶ月間実施いたします。町民皆さまの温かいご理解ご協力をお願いします。

洋野町の今年の目標額は **5,517,000円**

(赤い羽根共同募金運動 3,284,000円、歳末たすけあい運動 2,233,000円)

赤い羽根共同募金の流れ

町民の皆さんから寄せられた募金

(戸別募金・街頭募金・学校募金・窓口募金)
イベント募金・職域募金・法人募金

岩手県共同募金会洋野町共同募金委員会

事務局：町社会福祉協議会内

全額送金

岩手県共同募金会

翌年度
助成

民間福祉施設や社会福祉協議会等へ助成

寄せられた募金の約70%は、募金をいただいた地域で使われています。残りの30%は、市区町村を超えた広域的な課題を解決するための活動に都道府県の範囲内で使われています。

洋野町における赤い羽根共同募金の使いみち

平成26年度の赤い羽根共同募金運動実績額 3,251,388円のうち、町社会福祉協議会では、2,111,993円の助成を受け、平成27年度において様々な地域福祉事業のために活用しています。

在宅福祉活動のために

- 一人暮らし高齢者給食サービス事業
- ふれあいいいききサロン
- 家庭介護者の集い

広報調査活動のために

- 社協だより発行
- ふれあいサロンだより発行

福祉のまちづくりのために

- ひろの福祉まつり2015

社会参加活動のために

- 一人暮らし高齢者の集い
- 高齢者ゲートボール大会

ボランティア活動のために

- 地域福祉活動助成事業
- ボランティア活動参加促進事業



一人暮らし高齢者給食サービス事業



ふれあいいいききサロン



一人暮らし高齢者集い



高齢者ゲートボール大会



赤い羽根共同募金運動

10月1日から全国一斉に「共同募金運動」が



募金の取り組み方法について



戸別募金



行政推進員さんを通じて各世帯に赤い羽根を配布して、募金のご協力をお願いします。

街頭募金



町内のボランティアの方々にご協力をいただき、街頭で募金のご協力を呼びかけます。

学校募金



福祉教育を目的に町内小・中・高等学校の児童・生徒へ募金のご協力を呼びかけます。

イベント募金



町内のイベント等で来場者の皆さんに募金のご協力を呼びかけます。

職域募金



官公庁や団体等で働いている皆さんに募金のご協力をお願いします。

窓口募金



町内店舗等に募金箱を設置していただき、募金のご協力をお願いします。

法人募金



町内の企業等で共同募金運動の趣旨にご理解をいただき、ご協力いただく募金です。

歳末たすけあい運動

(12月1日～12月31日)

12月1日から12月31日までの期間は、歳末たすけあい運動を実施します。

引続き、町民皆さまのご理解ご協力をよろしくをお願いします。



共同募金に関する
お問い合わせ先

町共同募金委員会（町社会福祉協議会内）
本 所：TEL 65-5360 FAX 65-5450
大野事務所：TEL 77-2180 FAX 77-2181

日常生活自立支援事業のご案内

高齢の方や障がいを持った方が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、また、それに伴う日常的金銭管理などを行う事業です。

1. どんな人が利用できるの？

自分ひとりで判断することに不安な方やお金の管理に困っている方など

例えば…

- 介護保険関係の書類がたくさんくるけど、どう手続きしたらいいかわからない
- 福祉サービスを使いたいけど、どうすればいいかわからない
- 計画的にお金を使いたいけどいつも迷ってしまう
- 最近物忘れが多くて預金通帳をちゃんとしまったかいつも心配

2. どんなサービスが受けられるの？

1. 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。



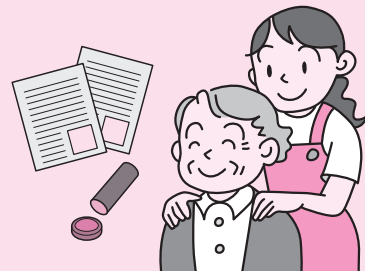
2. 日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。



3. 書類等預かりサービス

大切な印鑑や証書などを安全な場所でお預かりします。



3. サービスの利用手続きはどうすればいいの？

1. 相談の受付

まず、社会福祉協議会にご連絡ください。ご本人以外でも、ご家族など身近な方、民生委員などを通じてのお問い合わせにも対応します。

2. 相談打ち合わせ

専門員がご自宅を訪問し、親身になってご相談に応じます。ご相談に当たってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。

3. 契約書・支援計画の作成

お困りのことやご希望などご本人の意向を確認しながら、支援計画を作成します。その後、契約内容等をご提案します。

4. 契約・サービス開始

契約内容・支援計画に納得いただければ、利用契約を結びます。契約後、支援計画に沿って、生活支援員がサービスを提供します。

4. サービスの利用に費用はかかりますか？

ご相談は無料です。……ご相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。

サービスは有料です。…福祉サービス利用援助、金銭管理などのサービスを利用する際は料金がかかります。1回1時間あたりおおむね1,300円です。

※生活保護を受けている方は無料です。

生活福祉資金 貸付制度

この制度は、所得の少ない世帯、障がいを持つ人や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、低い利子（一部無利子）でお金を貸し付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長を図り、社会参加の促進を図る貸付制度です。

○ご利用いただける世帯

低所得世帯／障がい者世帯／高齢者世帯／生活保護世帯

○連帯保証人

原則として必要。ただし連帯保証人なしでも貸付可能な場合があります。

○貸付利子

連帯保証人を立てた場合は無利子／連帯保証人を立てない場合は年 1.5%（教育支援資金と緊急小口資金については、連帯保証人の有無にかかわらず無利子）

○延滞利子

期限までに償還できない場合は、残元金に対して年10.75%の延滞利子が発生します。

※ 他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合は、他制度を優先していただきます。（母子寡婦福祉資金貸付制度、日本学生支援機構による奨学金など）

※ この貸付資金は、生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、お住まいの地区の民生委員が支援・相談にあたります。

資金の種類	貸付限度額
1 総合支援資金 …失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立を見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることについて同意していただく必要があります。	
生活支援費 ・生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内
住宅入居費 ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内
一時生活再建費 ・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60 万円以内
2 福祉資金 …低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯等に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
福祉費	
生業を営むために必要な経費	460 万円以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	580 万円以内 (技能習得期間による)
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円以内
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250 万円以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	230 万円以内 (療養期間による)
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	230 万円以内 (介護サービスを受ける期間による)
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150 万円以内
冠婚葬祭に必要な経費	50 万円以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円以内
緊急小口資金 ・緊急的かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ※利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることについて同意していただく必要があります。	10 万円以内
3 教育支援資金 …低所得世帯等に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
教育支援費 ・高校、大学、高等専門学校等への就学に際し必要な経費	(高校) 月 3.5 万円以内 (高専) 月 6.0 万円以内 (短大) 月 6.0 万円以内 (大学) 月 6.5 万円以内
就学支度費 ・高校、大学、高等専門学校等への入学に際し必要な経費	50 万円以内
4 不動産担保型生活資金 …一定の居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金	
不動産担保型生活資金 ・低所得の高齢者世帯対象	月 30 万円以内 宅地評価額の 7 割程度
要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ・要保護の高齢者世帯対象	居住用不動産の評価額の 7 割程度 (生活扶助額の 1.5 倍以内)

福祉の話題

社協が主催した事業や各福祉団体などで行われた催しを紹介します。

第27回県民長寿体育祭いきいきシニアスポーツ大会 (県・(公財)いきいき岩手支援財団・(一財)県老人クラブ連合会主催)

久慈地区代表として白熱プレー

第27回県民長寿体育祭いきいきシニアスポーツ大会が9月12日、県営運動公園陸上競技場で開催され、久慈地区代表として本町から33人が出場しました。

本町の出場選手は、100メートル競走、ゲートボールリレー及びボール送り等6種目に出場し、県内各地区の代表選手と熱戦を繰り広げました。

ゲートボールリレーに出場した、齋藤公助さん(67歳・大谷)は「1位と2秒差で負けて、悔しかった。来年もまた、県大会に出場できるように頑張ります。」と話していました。



(写真上) 熱戦を繰り広げたボール送りの様子



(写真右) 開会式で
入場行進する選手
たち



芸能団体によるステージ発表の様子



第1回社会福祉講座(ボランティアスクール)に参加した参加者たち

一人暮らし高齢者給食サービス事業『ほのぼの会』 (町社会福祉協議会)

心身の健康増進と孤独感の解消のために

9月13日、久慈平岳山頂広場で一人暮らし高齢者給食サービス事業『ほのぼの会』を開催し、44人が参加しました。

この『ほのぼの会』は、大野地域の65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に概ね月1回開催している給食サービスで、大野地域のボランティア団体の協力のもと実施しています。

当日は、同会場で久慈平岳秋まつりが開催されていて、芸能団体による踊りなどのステージ発表を鑑賞しながら、楽しいひと時を過ごしました。今回は、向田婦人会が運営の中心となり、昼食の準備等を行いました。

平成27年度第1回社会福祉講座(ボランティアスクール) (町社会福祉協議会)

高齢者の身体的機能・生理的機能の変化等に理解

8月7日、県高齢者総合支援センターで平成27年度第1回社会福祉講座(ボランティアスクール)を開催しました。

この講座は、町内の小学生(高学年)・中学生・高校生を対象に、高齢者疑似体験や福祉用具体験等各種体験を通して介護方法などを学び、福祉教育の推進及びボランティア活動の促進を図ることを目的に開催したもので、20人が参加しました。

参加者たちは、各種体験を通して、介護が必要な高齢者や加齢による身体的機能・生理的機能の変化等について理解を深めるとともに、福祉用具の役割等について学びました。



活発な意見交換等が行われた会議の様子



町民文化会館(対象：種市中学校区)で開催したふれあい福祉懇談会の様子

洋野町ボランティア連絡協議会設立準備委員会 (町社会福祉協議会)

ボランティアグループの連携と更なる活動の充実のために

9月15日、大野福祉センターで洋野町ボランティア連絡協議会設立準備委員会を開催し、同会委員9名が出席しました。

このボランティア連絡協議会は、ボランティア活動の健全な発展と相互の連絡、協調、情報、交流、親睦を図るとともに、町民のボランティア活動に対する意識高揚と円滑な実践活動を積極的に推進することを目的とする組織です。

会議では、今後のボランティア活動に関して情報交換を行うとともに、ボランティア連絡協議会の設立に向けて、活発に意見交換を行いました。

平成27年度ふれあい福祉懇談会 (町社会福祉協議会)

意見や要望、社協活動に反映

9月9日～10日の2日間、町内3会場で平成27年度ふれあい福祉懇談会を開催しました。

この懇談会は、地域における福祉ニーズを把握し、町民からの意見や要望等を社協活動に反映することを目的に開催したもので、延べ49人が参加しました。

出席者からは、「町内のひきこもりの現状等を住民に周知するなどして、地域で支えていけるような体制を構築して欲しい。」などの意見がありました。

この懇談会で寄せられた意見や要望等を今後の社協活動に反映させていきたいと考えています。

平成27年度洋野町社会福祉協議会会費納入のお礼と報告

平成27年度社協会費の納入について、町民の皆様より多大なご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。皆様よりご協力いただいた会費は、町の地域福祉推進のための貴重な財源として有効に活用させていただきますので、今後とも当協議会へのご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

また、社協会費の取りまとめ等にご協力をいただいた、行政推進員及び月番・班長の皆様に深く感謝申し上げます。

総額 5,386,070 円

※平成27年10月1日現在

一般会費 5,286,000 円 (5,286 件分)

◎一般会費とは……
町内の各世帯 1世帯あたり 1,000 円

賛助会費 100,070 円 (45 件分)

◎賛助会費とは……
・本会の趣旨に賛同してくださる篤志者等 1,001 円以上
・本会役員及び評議員 2,000 円

町民皆様よりご協力をいただいた会費は、町の地域福祉推進のために下記のような事業等に有効に活用します。

- 地域での福祉活動のために……
- 地域福祉やボランティアに関する各種研修事業のために……
- 児童生徒のボランティア教育推進のために……
- 社協運営事業のために……

ふくし情報コーナー

～ Information ～

このページに関するお問い合わせは

◇町社会福祉協議会まで

本 所：☎65-5360

大野事務所：☎77-2180

第8回洋野町シルバー芸能祭

- ◆日時 平成27年10月17日(土)
開場 正午 開演 午後1時
- ◆場所 町民文化会館大ホール
- ◆内容 町内老人クラブによる舞踊・歌・劇など
- ◆入場料 全席自由
前売券500円・当日券600円
- ◆問合せ 町老人クラブ連合会事務局
種市生活改善センター内
Tel 65-5360
大野福祉センター内
Tel 77-2180



平成27年度世界アルツハイマーデー記念講演会

県北広域振興局は、認知症の方やその家族の方々に“地域みんなで支える”のために、認知症の正しい知識を普及啓発する講演会を開催します。

- ◆日時 平成27年11月7日(土)
午後1時～午後4時10分
- ◆場所 久慈市文化会館(アンバーホール)小ホール
- ◆内容
 - ・認知症寸劇
「広げよう、ボケへの理解！」
出演：ボランティア劇団 気仙ボケー座
 - ・報告 「久慈市における認知症施策の取組について」
久慈市地域包括支援センター
 - ・基調講演
「みんなで支える認知症
～本人らしさを保っていきいきと～」
講師：岩手西北医師会認知症支援地域ネットワーク代表
こんの神経内科・脳神経外科クリニック
院長 紺野 敏昭 氏

赤い羽根募金自動販売機設置協力者募集

～自動販売機の設置で地域貢献～

岩手県共同募金会洋野町共同募金委員会では、地域福祉を推進するための財源確保のため、「赤い羽根自動販売機」の設置推進に取り組んでいます。この自動販売機は、清涼飲料水の自動販売機による売り上げの一部を寄付していただくもので、この募金は「ふれあいいきいきサロン事業」「一人暮らし高齢者給食サービス事業」等、設置した地域の様々な地域福祉活動に活用されます。



赤い羽根自動販売機 (イメージ)

設置に必要なもの

- ・設置場所の提供 約1㎡(スペースに応じた自販機が選べます)
- ・月々の電気代 2,000円程度(販売業者や自動販売機のタイプ等により異なります)

設置のメリット

- ・自動販売機の管理(メンテナンス・在庫管理・商品補充・空き缶回収等)は販売業者が行うため、設置者は時間や手間をかけずに地域貢献をすることができます。
- ・売り上げに応じて所定の販売手数料が販売業者から設置者へ支払われます。

- ※自動販売機は無償貸与され、設置に伴う費用も無料です。
- ※販売業者は、(株)伊藤園、ダイドードリンコ(株)、みちのくコカ・コーラボトリング(株)などから選ぶことができます。
- ※売り上げの一部が共同募金会に寄付されます。寄付の割合は、販売業者により異なります。

◎お問い合わせ先

町共同募金委員会(町社会福祉協議会内)

本 所：TEL 65-5360 FAX 65-5450

大野事務所：TEL 77-2180 FAX 77-2181